

# 石部中学校 P T A 会則

## 第 1 章 名称

第 1 条 本会は石部中学校 P T A と称し（以下本会という）、事務局を石部中学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は会員相互の親睦と研修を深めるとともに、学校行事等への積極的な参加、家庭と学校および地域社会との緊密な協力により生徒の健全な育成につとめる。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動や事業を行う。

1. 生徒の学習環境の整備と向上。
2. 生徒の健康増進、体力の向上を図るための諸活動。
3. 生徒の生活指導と福祉に関する積極的な協力。
4. コミュニティスクール、まちづくり協議会等との連携。
5. 学校教職員の研修、研究、教育活動に対する協力。
6. 研修会の開催や出版物の発行。
7. 社会教育機関と協力して家庭生活および地域環境の改善。
8. その他教育上必要な事業。

## 第 3 章 組織

第 4 条 本会の会員になることのできるものは次の通りとする。

1. 石部中学校生徒の保護者。
2. 石部中学校の教職員。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名（保護者より）
2. 副会長 2 名（保護者より 2 名）
3. 会計 2 名（保護者 1 名、教職員 1 名）
4. 書記 3 名（保護者 1 名、教職員（事務局として 2 名））
5. 事業部長各 1 名（保護者より）
6. 事業副部長各 1 名（保護者より）
7. 監査員 2 名（2 年学年委員長、同副委員長）

第 6 条 本会に次の委員を置く。

1. 地区委員 各分団ごとに若干名。なお、当該委員より分団ごとに地区委員長および副委員長を置く。
2. 学級委員 各学級より 2 名。なお、学年ごとに委員より学年委員長および副委員長を置く。

第 7 条 本会の事業遂行のため事業部および学年部を置き、その細則は別に定める。

## 第 4 章 任務

第 8 条 本会役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは代理する。
3. 書記 各会合および活動状況の記録と、本会の庶務を行う。
4. 会計 本会の経理事務に従事し、監査を経て決算報告を行う。
5. 事業部長 各事業部を総括する。
6. 事業副部長 部長を補佐し、部長不在のときは代理する。
7. 監査員 会計の監査にあたる。

第 9 条 本会委員の任務は次の通りとする。

1. 地区委員 各分団を単位としての諸活動を行う。
2. 学級委員 各学級もしくは各学年単位としての諸活動を行う。

第 10 条 各事業部および学年部の部員は、事業部および学年部細則に定める諸活動の推進につとめる。

## 第5章 選出及び任期

第11条 本会の役員および委員の選出については次の通りとする。

1. 役員は会員より選出するものとし、細則については別に定める。ただし、書記の教職員は会長が学校長と協議して委嘱する。
2. 地区委員および学級委員の選出については、各分団の会員および各学級の会員より互選する。
3. 役員、委員の選出については、1世帯を単位として、本部役員(正副事業委員長を含む)は任期満了後、2カ年、学級委員および地区委員は1カ年その対象から除外する。但し、自立候補についてはその限りではない。また、地区委員の免除については、各地区に任せる。

第12条 本会役員および委員の任期については1ケ年とし、補欠の役員および委員については前任者の残任期間とする。

## 第6章 会議

第13条 本会の主な会議は次の通りとする。

1. 総会
  - (1) 総会は、本会の最高議決機関で、全会員をもって構成する。
  - (2) 総会では、次の事項を審議し、承認あるいは議決する。
    - ① 会則の制定・改廃に関すること。
    - ② 事業計画および予算、会務報告、決算に関すること
    - ③ その他重要な事項。
  - (3) 総会は、会長が招集し、年度当初に開催する。
  - (4) 総会は、委任状を含め、会員の過半数をもって成立する。
  - (5) 議決は、委任状を含め、会員の過半数の賛成を必要とする。なお、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
  - (6) 議長は、立候補がなければ、会長が指名できる。
2. 臨時総会 会長が必要と認めたとき、あるいは、企画会議で過半数または全会員の5分の1以上が必要と認めた場合に臨時に開催する。
3. 運営会議 役員、地区委員、学級委員、教職員で構成し、本会の事業の具体的な内容について協議する。  
運営会議の定足数は、2分の1とする。
4. 企画会議 役員、学年委員長、地区委員長、学校長、教頭および担当教職員で構成し、総会に提出する諸行事の企画、立案を行う。  
企画会議の定足数は、2分の1とする。
5. 学年部会議 学級委員をもって構成し、学年単位とする諸活動について協議する。
6. 事業部会議 各所管の事業内容に対し、具体的な運営内容を協議する。

## 第7章 会計

第14条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金をもってこれにあてる。

第15条 本会の会費は、一人あたり月額200円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第8章 改正

第17条 本会の会則は総会の議決により改正する。

付則

本会則は昭和50年3月22日に改正し、実施する。

本会則は平成5年7月17日に一部改正。

本会則は平成7年7月15日に改正し、実施する。

本会則は平成12年12月16日に改正し、実施する。

本会則は平成15年5月18日に改正し、実施する。

本会則は平成30年7月19日に改正し、実施する。

本会則は令和4年6月1日に改正し、実施する。

# 石部中学校PTA事業部・学年部細則

第1条 石部中学校PTA会則第3条の事業を遂行するため、事業部・学年部を設ける。

第2条 事業部・学年部は次の通りとする。

1. 事業部 ① 人権環境部 ② 広報部 ③ 健康文化部
2. 学年部 ① 一学年部 ② 二学年部 ③ 三学年部

第3条 各部は主として次の事業内容につき計画し実行する。

1. 事業部

- ① 人権環境部 生徒の校外活動の指導、交通安全、学校および地域の環境改善に関すること。会員の人権研修に関すること。
- ② 広報部 広報活動に関すること。
- ③ 健康文化部 生徒ならびに会員の健康増進、体力向上に関すること。生徒や会員の文化・教養に関すること。

2. 学年部

一学年部、二学年部、三学年部  
各学級、学年を単位とする諸活動に関すること。

第4条 各部は次のように組織する。

1. 事業部の部員は、地区委員（地区委員長を除く）および学級委員の互選により決定、構成する。なお、地区委員長は人権環境部に所属する。また、事業部ごとに部長1名、副部長1名を置く。
2. 各学年部は、当該学年の学級委員により構成する。なお、各学年部毎に委員長1名、副委員長1名を置く。

第5条 各部会は必要に応じて開催する。

第6条 各部の年間計画・決定事項の執行は次の通りとする。

1. 各部の当初年度計画は総会において承認された後、執行するものとする。
2. 各部の年度中期の決定事項は部長もしくは委員長がとりまとめ会長に報告した後、執行するものとする。

第7条 本細則の改正は、総会の決議を得る。

付則

本細則は昭和50年4月1日より実施する。  
本細則は平成元年3月22日に改正し、実施する。  
本細則は平成2年7月20日に改正し、実施する。  
本細則は平成7年12月1日に改正し、実施する。  
本細則は平成12年12月16日に改正し、実施する。  
本細則は平成28年5月27日に改正し、実施する。  
本細則は平成30年7月19日に改正し、次年度より実施する。

## 石部中学校PTA役員等の選出に関する細則

(役員を選出)

第1条 本細則は石部中学校PTA（以下本会という）の役員、委員の選出方法を定める。

第2条 本会役員および地区委員の選出は、各地区における選考から始めるものとするが、その基盤となる地区の区分もしくは役員候補者および地区委員の数に変更が必要と認められる場合は、運営会議において事前に協議、決定する。また、地区での選考に関し、地区の選考方法・規定を次年度に引き継ぐときは、文書でもって引き継ぐこととする。

第3条 会長、副会長および会計（以下三役と言う）は、本部選挙管理委員会が行う全会員の選挙により、次のように決定する。なお、同数の場合は抽選とする。

1. 会長選挙での最高得票者を会長に決定する。
2. 副会長選挙での最高得票者を副会長の1名に決定し、残る1名は異なる小学校区の候補者中より最高得票者に決定する。
3. 会計は、会計選挙における最高得票者に決定する。
4. 書記は、会計に決定したものと異なる小学校区の候補者中より最高得票者に決定する。

第4条 書記、事業部長、副部長については三役決定後、本部選挙管理委員会正副委員長の立会のもとに各地区からの役員候補者の互選により決定する。監査員は学級委員選出後、第2学年の正副学年委員長に会長が委嘱する。

- 第5条 委員（地区委員、学級委員）の選出は次の通りとする。
1. 地区委員の選出は地区選挙管理委員会によって行う。
  2. 学級委員は1世帯を単位として学級毎に保護者2名を選出する。開票は四役及び教職員において行った後、会長名で当事者に通知する。なお、選出された世帯から役員名を回答し確定する。
- 第6条 学年委員長、副委員長は各学級委員決定後、当該学年毎に互選する。
- 第7条 各事業部の部員数は、以下のものとする。なお部員数は、正副委員長も含んだ数である。
- ① 人権環境部 18名 ② 広報部 12名 ③ 健康文化部 12名

（選挙管理委員会）

- 第8条 本会役員等の選出については、地区選挙管理委員会（以下、地区選管と言う）および本部選挙管理委員会（以下、本部選管と言う）を置き、役員等決定次第解散する。
1. 地区選管の構成および事務は次の通りとする。
    - 1) 地区選管は地区委員で構成し、各地区委員長および副委員長をそれぞれ地区の選管の委員長および副委員長とする。
    - 2) 役員候補（自立候補を含む）および地区委員を所定の人数選出し、本部選管に期日までに速やかに報告する。なお、選出方法等については、次の確認事項に則って、各地区毎ごと選出する。
      1. 任期及び免除規定は会則第5章に従うことを原則とし、各地区の実情に応じて工夫する。
      2. 地区委員選挙では、1世帯を単位として投票し、選出された世帯から役員名を回答し確定する。
  2. 本部選管の設置および事務は次の通りとする。
    - 1) 本部選挙管理委員は、運営会議対象者より8名を会長が指名し、運営会議で承認を得るものとする。そのうち2名は教職員とする。なお、委員の互選により、委員長および副委員長を置く。
    - 2) 本部選管は地区選管と必要な連絡を取り合い、次の事務を行う。
      - ①選挙に関する日程の決定と投票、開票の準備。
      - ②開票と結果の集計作業。
      - ③本細則第3条による役員決定と当事者への報告。
      - ④本細則第4条に該当する者に対し、当事者の報告。
      - ⑤総会での報告または他の方法による全会員への周知。

（欠員の場合）

- 第9条 役員等に欠員が生じた場合、必要に応じて会員中より会長が指名し、運営会議の承認を経て会員に報告する。

（改正）

- 第10条 本細則の改正は運営会議の決議を得る。

付則

本細則は昭和50年12月20日より実施する。  
 本細則は平成元年3月22日に改正し、実施する。  
 本細則は平成6年7月16日に改正し、実施する。  
 本細則は平成7年12月1日に改正し、実施する。  
 本細則は平成12年12月16日に改正し、実施する。  
 本細則は平成30年7月19日に改正し、実施する。  
 本細則は令和4年6月1日に改正し、実施する。

## 石部中学校PTA慶弔規定

御香料 生徒・教職員	10,000円	（会長または代理人が出席）
御香料 会員	10,000円	（会長または代理人が出席）

備考

- ①上記慶弔金は、PTA会計慶弔費から支出すること。
- ②返礼は一切なしとすること。
- ③その他、特別な場合は別途協議する。

付則

本規定は、平成17年4月1日から適用する。